

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和6年3月5日 (火)	1 中尾 節子 【一問一答】	1 災害時の対応について
	2 成田 智樹 【一問一答】	1 認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて 2 管理が行き届いていない空き家等への対応について
	3 加藤 裕美 【一問一答】	1 本市の農業振興について
	4 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 生駒南小・中学校の施設整備について
6日 (水)	5 伊木 まり子 【一問一答】	1 地震による災害時の医療・救護活動及び平時における救急医療体制について 2 5歳児健康診査の実施に向けた有識者による協議について
	6 福中 眞美 【一問一答】	1 学校における食育の推進・学校給食の充実について
	7 浜田 佳資 【一問一答】	1 市長施政方針について
	8 辰巳 綾子 【一問一答】	1 不登校支援について
	9 山下 一哉 【一問一答】	1 誰もが安心して投票できる環境づくりについて 2 家具転倒防止器具及び、感震ブレーカーの設置補助について
7日 (木)	10 改正 大祐 【一問一答】	1 本市の人づくりとは 2 市LINE公式アカウントの活用について
	11 芦谷 真治 【一問一答】	1 登下校における子どもの安全対策について
	12 梶井 憲子 【一問一答】	1 消防団組織と地域との連携について
	13 高杉 千代子 【一問一答】	1 聴覚障がい児に対する切れ目ない支援について
	14 橋本 宏淳 【一問一答】	1 防災対策について 2 パートナリシップ構築宣言について
8日 (金)	15 塩見 牧子 【一問一答】	1 市民自治と市民参画・協働のありかたについて 2 市政顧問の設置について 3 テレワーク、副業の推進に伴う新たな課題

令和 6 年 2 月 22 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員

中尾 節子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 22 日
午後 3 時 33 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害時の対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
I	災害時の対応について
質疑・質問の要旨 年明けに発生した石川県能登半島を震源とする能登半島地震は石川・富山・新潟の各県で大きな被害を引き起こし、家屋倒壊や津波、土砂災害などにより200人以上の尊い命が奪われました。2月20日現在避難者は12000人以上と、被災地では今なお多くの住民が不自由な生活を送っておられます。 被災地へは生駒市からも消防はじめ職員が派遣され、支援活動をしてくださっており、現場での経験を生駒市の防災に繋げていただきたいと思います。 生駒市においても大きな被害を及ぼすと想定されている南海トラフ地震は今後30年以内に70～80%の確率で起こると言われており、政府の地震調査委員会によると、今後40年以内では90%程度の確率になるとのことです。生駒市では地域防災計画であらかじめ発災時の対応などまとめていますが、いつ何時起こるかわからない災害を、自分事として、危機感を持って備えておくことが大切と考え、以下の質問をします。 1、能登半島地震では、浄水場の施設が壊れた地域もあり、2ヶ月经過した現在も2万戸以上が断水のままという状況ですが、このような大規模災害時に生駒市の水道はどのような想定をし、どのような対策をお考えですか。 2、災害発生時には、水洗トイレが使用できなくなり、衛生環境の悪化だけでなくトイレに行かないように水分摂取を控えたりして、健康に支障をきたすという事例が報告されており、心身の健康を維持するためにもマンホールトイレなどトイレの整備は必要と考えますが、市としてはどのようにお考えですか。 3、災害時に逃げ遅れて犠牲となるのは、支援を必要とする高齢者などの弱者が多く、生駒市においては、現在、災害時要援護者避難支援事業の見直しをしていますが、進捗状況をお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6年 2月22日

生駒市議会議長

吉村 善明 殿

生駒市議会議員

成田 智樹

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 22 日
午後 4 時 8 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて
2	管理が行き届いていない空き家等への対応について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて
質疑・質問の要旨	
国は、2025年には高齢者の5人に一人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものになっています。本年1月1日には、共生社会の実現を推進する認知症基本法が施行されました。 この基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができる社会の構築です。この目的に向けて、まず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることであると考えます。 このことをふまえ以下のとおり質問いたします。 (1) 認知症に対する正しい理解を深めるため、具体的にどのような取組を進めているのか。 (2) 東京都八王子市では、市立小学校で認知症の体験学習を行っている。 本市では小中学校においてどのような取組が実施されているのか。 (3) 認知症は早期発見、早期治療が重要であり、アルツハイマー型認知症の場合も発症の早期から薬物療法を行うことで進行を遅らせることができると報告されている。 気軽に相談し、チェックできるよりいっそうの環境整備が重要と考える。所見を問う。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	管理が行き届いていない空き家等への対応について
質疑・質問の要旨	
空き家の管理強化や活用を促すために自治体ができる対応策を拡充する「改正空き家等対策特別措置法」が昨年12月13日に施行されました。従来の制度は、放置すれば倒壊など周辺に著しい影響を及ぼす恐れがある物件を「特定空き家」としていますが、その予備軍との位置づけとして「管理不全空き家」の区分が新設されました。例えば「屋根や柱が破損、腐食している」、「窓ガラスが割れている」、「立木や雑草が繁茂している」といった点を基に市区町村が「管理不全空き家」と判断すれば、所有者に対し対応を促すことが可能となりました。 改正法では、市区町村が管理不全空き家の所有者に修繕や撤去を指導、勧告できる仕組みを設定しており、勧告を受けた場合、所有者は空き家の敷地にかかる固定資産税について最大6分の1軽減される住宅用地特例が受けられなくなります。 一方、全国で増加する「所有者不明土地」の問題解決に向けて、本年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続及び遺産分割により不動産を取得した相続人は3年以内に相続登記を申請しなければならないこととなりました。こちらも正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となるとのことです。 これらをふまえ、以下のとおり質問します。 (1) 総務省の2018年調査によると、使用目的のない空き家(賃貸・売却用物件、別荘などを除く)は全国に約349万戸あり、1998年からの20年間で約1.9倍に増加したとのことだが、本市の状況はどうか。また、そのうち「特定空き家」及び「管理不全空き家」に該当するものはどの程度存在し、そのことについてどのように取組んでいるのか。 (2) 市内に所有者不明土地はどの程度(筆数、面積等)存在するのか。また、相続登記申請の義務化についてどのように取組んでいるのか。 (3) 空き家等対策特別措置法の改正及び相続登記申請の義務化により、どのような効果を見込んでいるのか。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和6年2月22日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 加藤 裕美

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 22 日
午後 5 時 14 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	本市の農業振興について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	本市の農業振興について
質疑・質問の要旨	
農家は、私たちが生きていくうえで欠かせない野菜や米などの農作物を供給する役割を果たしています。また、水田は雨水を一時的に貯め、洪水や土砂崩れを防ぐなどの働きにもなり、多様な生きものを育み、美しい風景をつくり、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしています。農業の持つ様々な恩恵を思い、支えていくことが必要です。しかし、日本の農業は、高齢化と後継者不足という問題に直面しています。そこで本市のこれまでの取り組みと成果や今後の施策について以下の点を伺います。 1 新規就農者を増やす働きかけについて伺います。 2 鳥獣害対策の効果について伺います。 3 農福連携の促進について伺います。 4 有機農業の取り組みについて伺います。 5 後継者がいない農地の活用について、本市の対策を伺います。	

令和6年2月26日

生駒市議会議員 吉村 善明様

生駒市議会議員 竹内ひろみ

発言通告書

次のとおり通告します。

令和6年2月26日
午前9時2分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒南小・中学校の施設整備について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒南小・中学校の施設整備について
質疑・質問の要旨	
2021年11月「生駒市立小・中学校の再編に係る方向性について」で、生駒南小学校(以下「南小」という)と生駒南第二小学校の統合はなくなりました。そして、新たな協議体で、南小、生駒南中学校(以下「南中という」)の改修のあり方と、南中の規模の適正化、及び、校区の見直しを検討することになりました。	
2022年4月「生駒南小・中学校の今後を考える会議」(以下「考える会議」という)が立ち上げられ、同年7月の第一回会議で、次のような検討課題が掲げられました。	
① 南小・南中の改修のあり方 ② 南中の規模の適正化一市内全体の校区見直し ③ 小中一貫教育の推進、「施設一体型」の小中一貫校導入も視野に入れた学校再編	
2022年10月 第二回会議	
① 北小中学校の報告 ② 王寺義務教育学校の視察報告	
2023年1月、市教育委員会は、「生駒南小・中学校の今後の方向性について」次のように決定しました。	
・教育の方向性： ―目指す教育・未来の学校づくりについて、学校、保護者、地域がビジョンを共有しながら進める。 ―南小・中学校の教育の方向性に関する検討委員会を設置する。 ―小学校から中学校への9年間を見通した6-3制をベースとする小中一貫教育を進める。 ・施設の方向性： ―現在の南小・南中の敷地内において、小中一貫教育を一層推進できる施設一体型の学校施設を検討する。 ―地域の人たちや市民が学校施設を活用し活気あるまちづくりに寄与する施設を整備する。 ・校区の方向性 - 小瀬町、吉分西等隣接する地域の子どもたちが、南中に通学できるよう早期に調整区域を設定する。	

2023年8月、「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議」（以下「施設整備を考える会議」という）が設置されました。メンバーは学校運営協議会から自治会長、民生委員、PTA会長など9人、地域から自治会長、PTA会長、保護者など4人、学校から校長、教頭各2人、教諭3人となっています。

8月8日、第一回会議が開かれました。座長の大阪市立大学名誉教授の横山俊裕氏から、「小中一貫校の計画―建築から見た特徴・有意性を考える」というテーマでパワーポイントを使った説明がありました。20年以上にわたる学校建設の経験に基づいて小中一貫校ではこんなことができるといった夢が語られました。

この中で、小中一貫校の有意性として「中一ギャップ」が挙げられ、その根拠となるデータは2012年までのものでした。この問題については、前に私も一般質問で取り上げたことがあります。最近では、いじめも不登校も低年齢化しており、中一ギャップの根拠ではなくなっていることは、文科省も認めているところです。

小中一貫校の課題や問題点については、一切言及はなく、見終わった後のメンバーの感想は、ほとんどが、「夢のある話」「ワクワクする」といったものでした。

2023年11月 第二回「施設整備を考える会議」

ワークショップ形式で行われました。

- ・「思い出共有編」として、「学校での友達との思い出」「学校での校舎や建物の思い出」「学校での行事に関する思い出」を出し合う。
- ・「未来の学びを共有編」として、「昔はなかったけど今はあるもの」「20年後に必要なと思われるスキル」「今、新入社員にもっておいてほしいスキル」を出し合う。

2024年2月 第三回「施設整備を考える会議」

「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想（案）～これからの学びを実現する学校づくり～」が資料として出されましたが、会議メンバーはこの日に初めて受け取ったようでした。前回同様ワークショップ形式で、「どういう学校が良いか」について出し合うというもの。会議の冒頭で、メンバーから「小中一貫校について、メリット、デメリットについても考えると、深い討議がいるのではないか」など異議が出されましたが、予定通り進められました。

この会議の開催要項では、会議の検討事項に「基本構想の確認」が掲げられ、最終回となる第三回会議ではワークショップで出た意見や案を基に事務局が作成した基本構想の確認と修正をすることになっていました。しかし、2月9日の同会議までに「基本構想（案）」は会議メンバーに配られておらず、当日になって初めて配られましたが、内容についての論議は行われませんでした。

「基本構想」策定までの以上の経過を踏まえ、以下質問します。

1. 「施設整備を考える会議」の開催要項によれば、同会議は今年度中に「基本構想」を策定する目的で設立されました。しかし、同会議の最終回まで、その内容についての議論は行われませんでした。この会議の進め方はこれでよかったのでしょうか？
2. 教育の方向性について
 - ① 「基本構想」に、「生駒市が推進している『小中一貫教育』のメリットを最大限に生かし・・・」とあるが、本市の小中一貫教育の現状、成果と課題は？
3. 施設の方向性について
 - ① 「基本構想」に、「施設一体型とは、小・中学校が同一校舎又は同一敷地内に設置されている形態のこと」との注釈がある。同一校舎にするか、分離型にするかは基本的かつ重要な問題であり、先進地の経験に学ぶなど十分な研究と議論が必要だが、どのように検討していくのか？
 - ② 地域との連携が強調されているが、南小・南中の地域連携、コミュニティスクールなどの現状、課題は？
 - ③ 地域に開かれた施設、活気あるまちづくりに寄与する施設とはどんな施設を想定しているのか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和6年2月26日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員

伊木 利子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午前 10 時 14 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	地震による災害時の医療・救護活動及び平時における救急医療体制について
2	5歳児健康診査の実施に向けた有識者による協議について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	地震による災害時の医療・救護活動及び平時における救急医療体制について
質疑・質問の要旨	
元日に起きた能登半島地震は私たちの日々の暮らしが一瞬にして変容する自然災害の脅威を見せつけました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りしますとともに、ご家族・知人を亡くされた方、被災され大変な毎日をお過ごしの方々のお悲しみと困難に思いをはせつつ、生駒断層帯地震や南海トラフ地震が想定されている地域に暮らすものとして、これまで以上に災害時における安心で安全な医療・救護活動の重要性を認識した次第です。また、平穏な暮らしの中で当たり前のように享受している生駒市の救急医療体制についても考えさせられました。 そこで、今回、地震による災害時の医療・救護活動及び平時における救急医療体制について質問します。 1：地震による災害時の医療・救護活動について ①平成28年12月議会の一般質問で、災害時の医療救護体制の整備を取り上げ、救護所の開設と運営の訓練の実施を求めましたが、それ以降、救護所の開設手順や運営方法において追加や変更等はあったのでしょうか？ また、訓練はどのように実施されたのでしょうか？ ②平成28年12月以降、医療・救護活動における指揮命令系統、救護病院、生駒市立病院の役割に関して修正された点がありましたでしょうか？ ③医療・救護活動に係る市民への周知についてはどのように取り組んでこられたのでしょうか？ 2：平時における救急医療体制について ①生駒メディカルセンターに委託している内科・小児科系一次の休日夜間応急診療所業務においては、対応困難事例についての分析や対応策の検討は実施されているのでしょうか。 ②生駒メディカルセンターに委託している内科系二次及び外科系一次・二	

次の応急診療業務においては、対応困難事例についての分析や対応策の検討は実施されているのでしょうか。

③生駒市立病院は地域における二次救急医療に対応できる病院として整備され、病院事業計画においては内科系・外科系・小児科に関する具体的な取組としては内科系二次及び外科系一次二次輪番体制への参加、北和小児科二次輪番体制への参加、休日夜間応急診療所のバックアップが掲げられています。開院から今年6月で丸9年になりますが、内科系二次及び外科系一次二次輪番体制への参加は実現していません。関係機関と協議を行うと説明を受けているが、協議の現状は？

④現在策定中の第8次奈良県保健医療計画においては、奈良県がめざす姿として「限られた医療資源等を確保し最大限に活用する」と掲げています。生駒市内にある医療資源の有効活用の視点から、生駒市の平時の救急医療体制を考えた時、どのような体制が望ましいとお考えでしょうか？

⑤行政改革推進委員会において、令和元年には休日夜間応急診療業務について「市立病院と休日夜間応急診療所は、同じ場所にある方が市民にとって利便性が良くプラスになることから、中長期的には、市立病院に一本化できるよう検討し、市民にとって安心して受信できる体制づくりを構築されたい。また、その際、財政負担の低減を図られたい。一本化の実施にあたっては、市立病院で新たに医師を確保する等体制を整える必要があるが、体制の構築には時間を有することから、まずは休日夜間応急診療所と市立病院の連携を図り、体制づくりに努められたい。」として、業務の見直しを求める意見が出されたが、これらの意見について、どのようにお考えでしょうか？

番号	質疑 ・ 質問事項
2	5 歳児健康診査の実施に向けた有識者による協議について
質疑・質問の要旨	
2月8日に生駒市医師会から、小紫市長に要望書が提出されましたが、その中で「5 歳児健診実施に向けた有識者による協議の場の必要性について」と題し、5 歳児健康診査（以下、5 歳児健診）の重要性が述べられ、5 歳児健診は、疾病予防と発達障がい等の早期発見、育児支援という様々な観点からも、十分な経験を有した幼児の保健医療に習熟したメンバーによる議論を経た後に導入すべきであるとして、協議の実施を求めています。 私自身、これまで発達障がい児や発達に不安のある子どもの支援について取り上げた中で、医療関係者を含めた有識者による協議の場の必要性については、何度か申し上げてきた所です。 国においては、昨年9月から開催中のこども家庭審議会育成医療等分科会では5 歳児健診の標準化や体制整備、健診後の保健・医療・福祉・教育が連携した支援体制の構築に向けた協議が進められています。 本市においては、昨年12月議会の厚生文教委員会で高杉議員から5 歳児健診の必要性について質問がありましたが、その答弁の中で、前向きに検討される意向や個別健診になる可能性に言及されたと記憶しています。 そこで、以下について質問します。 ①奈良県においては平成28年度に奈良県乳幼児健康診査マニュアルが策定され、乳幼児健康診査に活用されていると認識していますが、マニュアルには5 歳児健診については記載がありません。奈良県においては、現在、5 歳児健診について何らかの考えが示されているのでしょうか？ ②5歳児健診の実施に向け、どのようなスケジュールで検討されるのでしょうか？ ③今回、生駒市医師会から、有識者による協議の場の必要性が要望されましたが、市としてどのような協議の場を検討されているのでしょうか？	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

福 中 眞 美

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午前 11 時 0 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	学校における食育の推進・学校給食の充実について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	学校における食育の推進・学校給食の充実について
質疑・質問の要旨	
学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割を担っています。	
食育は義務教育の基本理念である「生きる力」を育むための重要な位置づけをされており、食育基本法には基本理念が謳われており、食育基本法の第2条には、食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。第4条では、食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならないとあります。	
成長期にある児童生徒にとって学校給食の充実、食育の推進(食の教育、食品ロス削減)は、とても重要であることから、平成17年(2005年)からこれまで5回一般質問で取り上げ、安全な給食のための2時間喫食の実施、食育の観点から地場産の野菜を使用することを提案(地産地消)、トレーから持って食べる食器に変更するなど様々な改善をこれまで提案し実施していただきました。 子どもたちが生涯にわたって健康で安全な充実した生活を送るための基礎を培うという観点からも、今後一層、学校給食の教育的意義と重要性は増すものと考えます。 以上のことを踏まえ以下の質問をします。	
(1)学校給食についてのアンケート調査を提案し、令和元年10月に実施されました。 令和2年12月の一般質問で、より一層充実した給食を提供するための課題と対応策について確認したが、現在どのような状況か。 ① 主食のご飯、パンについてはふりかけ、ジャム等があれば食べる傾向にあり、牛乳についてもミルメークがあれば飲む傾向にあったことから、回数を増やすという答弁であったが現状は。 ② 文部科学省、農林水産省では、米飯給食の充実を進めています。米飯給食の回数は令和3年度の全国平均で週当たり3.5回、本市では週3回ですが回数を増やすための研究はどうなっているのか。 ③ 県内24市町村が委託炊飯であり、そのうちお弁当箱方式は本市を含め3市のみ、その他21市町村はご飯をお茶碗によそう方式であるバツカン方式であることから、奈良県給食会及び委託業者へ他市町村とも協力して要望をしていきたいとの答弁であったが状況は。	

④アンケートは小学校3校の5年生、中学校2校の2年生とその保護者、PTA を調査対象としており、今後、児童・生徒、教職員の全員に対して調査を実施していきたいとの答弁であったが、実施されたのか。

(2)給食の食品ロスは年間で児童1人あたり約 17 kgとも言われ、日本の食品ロスの大きな問題の一つとなっている。食育の観点からも学校給食の食べ残しの調査は重要であり、東大阪市の残量調査も紹介したが、本市ではどのように調査しているのか。課題と対応策は。

(3)「栄養士」と「栄養教諭」の役割と仕事内容の違いは何か。本市の栄養士と栄養教諭の人数は。

(4)学校における食育の推進・学校給食の充実について、生駒市立学校給食センター運営協議会はどのような役割を果たしているのか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

浜 田 佳 資

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午前 11 時 16 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☐ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☐ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市長施政方針について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	市長施政方針について
質疑・質問の要旨	
市長の令和6年度の施政方針について、「市政運営の基本方針」を中心に、次の点につき質問する。 1. 生駒市の課題が書かれていない。昨年の6月議会で、生駒市の中心課題は、人口減と少子高齢化、と認識しているとのことだったが、その点はどう考えているのか。 2. 上記課題との関係で、働き盛り世代の定住意向が減少傾向にあることの分析と対策はどう考えているのか。 3. これまでの取組みの効果の分析が、対策・方針の前提となると考えるが、令和6年度の市政運営の柱である3つの施策と、上記1と2との関連はどうなっているか。つまり、PDCAサイクルをきちんと回しているか。 4. 「子育て・教育」を柱の1番にし、7ページのこども・子育て支援で、就学前教員・保育の部分で、多子世帯の経済的負担の軽減を行うということは大変良いことだと考えるが、その発想が学校教育の給食費に対しては行わないのはなぜか。多子世帯の給食費無償化は、検討さえもしないのか。 5. 壱分幼稚園のこども園化について、民間事業者の選定等の取組とは具体的にどう進めていくか。 6. 以前の幼稚園の統廃合問題の際になばたや俵口幼稚園の保護者や地域の方から出されていたこども園化については、壱分幼稚園のこども園化への対応を含め、どのように考えているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

辰 巳 綾 子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午前 11 時 26 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	不登校支援について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	不登校支援について
質疑・質問の要旨	
文部科学省の調査で、不登校の小中学生が昨年度令和4年29万9048人と10年連続過去最多を更新しました。背景には、いじめや教師とのトラブル、コロナ禍の長期化と生活環境の変化が挙げられ、学校生活での交友関係が築きにくくなっていると分析されています。 生駒市においても令和2年から令和4年にかけて不登校児童生徒は小学校にて59名から119名と約2倍増、中学校でも137名から147名と増え、奈良県でも同年の推移をみると、小学校は755名から1145名とこの2年で1.5倍増を見ると、本市は高い水準であることが伺えます。 2016年に成立し2017年に施行された「教育機会確保法」という法律があり、「不登校により勉強の機会を逃してしまわないように児童生徒に対して学校以外でもそれぞれにあった学習環境を保障し、学校復帰ではなく社会的自立を目指す、国、地方公共団体と民間の団体が協力し、子どもや親へ必要な情報を提供する」とあります。 この趣旨を理解して不登校の数だけに一喜一憂することなく、子どもたちが再スタートをきれるように教育委員会、学校が必要な支援や情報をきちんと提供していくことが大切だと言えます。 今回、文部科学省の調査で学校や学校以外の相談機関から支援を受けられておらず、必要な情報が届いていない子どもの数は11万4217人とのこと、これも不登校児童の約4割にあたるといわれています。 子どもたちを孤独から守るために悩みの早期対応、居場所の確保の取り組みが大事とのことと本市における現状、課題について質問をさせていただきます。 (1) 生駒市では、不登校の概念はなくすとのこととあり、のびのびほっとルームやいきいきほっとルームなどしていただき、相談体制及び保護者の支援など現状でも取り組まれているが、課題と今後必要になることはどのようなことか教えてください。 (2) 児童生徒が抱える課題の早期把握に向けた子どものSOS、悩みの気づ	

きについてはどのように対応されているのか、現状と課題を教えてください。

（３）不登校児童生徒の増加傾向に伴い、多様な教育機会の確保の取組が大事です。今取り組んでいただいていることや民間との連携に加え、さらに取組を進めていくことが必要だと思うが、市としての今後必要と考えることは何か教えてください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 山下一哉

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午後 1 時 24 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	誰もが安心して投票できる環境づくりについて
2	家具転倒防止器具及び、感震ブレーカーの設置補助について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	誰もが安心して投票できる環境づくりについて
質疑・質問の要旨	
18歳以上の全ての市民は、選挙で投票する権利を持っています。選挙は、私たちの代表を選び、私たちの意見を政治に反映させるための最も重要な参政権であり、基本的な権利の一つです。 昨年4月に地方統一選挙が行われ、選挙で選ばれた新たなメンバーがこの議場に座っております。昨年行われた生駒市議会議員選挙の投票者数は52,481人、投票率は54.61%と、前回の48,889人、50.40%から4.21ポイント向上したものの、まだまだ喜ぶべき数値とは言えません。 18歳選挙権となることで、深刻化し続ける若年層の政治離れが解決すると期待されましたが、課題は多いと感じるとともに、今後の投票率については、高齢化の影響も大きく受けることも予想されます。 その理由として、選挙権があっても、それを行使できず、投票行動に参加できない方がいらっしゃるからです。重度の知的障がいや身体的障がいを持った方、ご高齢の方がその対象と言えます。 このような方々が投票するまでのハードルは健常者に比べれば格段に高く、投票所に行く緊張したり、パニックのような状態になってしまい、投票を諦めて途中で帰ってしまった人もいたということをお聞きしたことがあります。 これからは、有権者が投票しやすい環境整備を推進していくことが重要で、特に障がいをお持ちの方、高齢者に対しては、投票環境における公正確保に留意しつつ、誰もが安心して投票できる環境づくりが大事だと考えることから、以下質問致します。 ① 有権者の皆様が安心して投票できる環境づくりとして、本市における具体的な取組事例をお示ください。 ② 特に、高齢者や障がいをお持ちの方が投票しやすい環境づくりについて、どのように考え、具体的にどのように取組んでいますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	家具転倒防止器具及び、感震ブレーカーの設置補助について
質疑・質問の要旨	
地震災害の際、自分や家族の命を守る「自助」の取組みの一つとして、家具や家電の固定は非常に重要です。家具や家電は一人では運べないくらい大きく、重い物が多く、地震による揺れの際には、しっかりと固定をしていないと、自らを襲う凶器となります。 建物については、老朽化が進んでいるもの、新建築基準法適用以前の古い建物などは耐震診断をし、必要であれば耐震化を検討することが望まれますが、室内については、いざ大地震というときに足の踏み場もないような状態になれば、怪我をしたり、屋外への脱出が妨げられる危険があります。また、室内の片付けに手間がかかり、地域の救助活動に参加する余裕がなくなる可能性もあります。 同時に、地震が発生した場合、多発的な火災による被害拡大も懸念されます。阪神・淡路や、東日本大震災でも火災が発生しております。原因として、通電火災での発生があるとされております。大きな揺れによって、錯乱状況の中でブレーカーを遮断する余裕はなく、電気が通じれば火災へと発展していきます。電気が原因の出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することが有効ですが、地震発生時に、そのような行動がとれる余裕があるとは限りません。そのため、感震ブレーカーを設置しておけば、強い揺れを感じると自動的に電気を遮断することが可能で、電気火災などの出火防止対策となります。 元日夕方に能登半島地震が発生し、多くの方々の尊い命が失われるとともに、住宅、地域に計り知れない被害がもたらされましたが、生駒市民の中でどれだけの方が今回の震災を「自分事」と捉え、どれだけの方が日頃の備えの確認や防災対策強化の為に行動しているでしょうか。 市民の皆さんの命を守る上で家具転倒防止や通電火災への対策は非常に有効であると言われておりますが、この対策の普及促進に家具転倒防止器具や感震ブレーカーの購入設置補助制度を導入してはどうかと考えますが、本市の見解をお聞かせ下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員

改正 大祐

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午後 1 時 36 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	本市の人づくりとは
2	市LINE公式アカウントの活用について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	本市の人づくりとは
質疑・質問の要旨	
平成27年2月に生駒市人材育成基本方針が策定され、方針の前文では組織にとって最高の宝は「人」です。ゆえに、人材育成はすべての業務に優先して取り組まれるべき業務ですと明記されていました。そして令和3年1月にV・M・Vを軸とした人材育成基本方針が新たに策定され、こちらの前文には市民主体の「まちづくり」では、生駒市役所で働く「人」と「組織」が重要な役割を果たさなければなりませんとあります。それぐらい人は重要であり、そしてこれらの人材育成基本方針と同時期に、令和元年から令和5年を計画期間とした第4次生駒市定員適正化計画が策定され、これまで取組を進められてきたと思います。そして現在は第5次生駒市定員適正化計画の策定に向け、動かれていると思慮するところです。これらを踏まえ以下の通り質問します。 1. 今年度から部下による上司モニタリング制度が実施されているがどのように評価しているのか。また何か課題は見つかったのか。 2. 人事異動は人材育成を目的に行われる側面もある。定期的なジョブローテーションで部、課を変更し幅広い経験をすることは重要と考えるが、人事異動の方針等はあるのか。 3. 年齢別職員数を見ると、36歳から43歳は少なく48歳から55歳は多いなど、職員数のバラツキが見受けられる。平準化が必要だと思うが、どのように考えているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	市LINE公式アカウントの活用について
質疑・質問の要旨	
令和5年9月1日に生駒市LINE公式アカウント（以下LINE）がリニューアルされ、それまで、新型コロナウイルス関連情報やワクチン情報を主に発信されてきたものが、市からの大事なお知らせや緊急情報、また電子申請、施設検索、ごみ関連情報等、情報発信だけでなく使い方も拡充されました。現在、様々な情報発信ツールがある中、LINEも含め効果的に情報発信等を行うことは重要と考えます。これらを踏まえ以下の通り質問します。 1. 様々な情報発信の方法がある中、LINEからの発信をどのように使い分けているのか。 2. LINEはプッシュ型の情報発信であるため、情報が届く友だちは多いに越したことはない。この友だちを増やすためどのようなことを行っているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 2 6 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

芦谷真治

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午後 2 時 10 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	登下校における子どもの安全対策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	登下校における子どもの安全対策について
質疑・質問の要旨	
警察庁の発表によりますと、歩行者と車が衝突した交通死亡事故は、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間に 4,678 件。このうちおよそ 7 割にあたる 3,295 件が、歩行者横断中の事故だといいます。横断中に起こった事故のなか 2,150 件は、横断歩道以外の場所を横断している際に発生した事故で、横断歩道での事故は全体の約 3 割、1,145 件でした。横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。 奈良県警察本部交通企画課が令和 5 年 2 月に令和 4 年における交通事故の発生についてという調査結果をまとめています。歩行者事故の特徴として 379 人に対して 197 人 52%の人が道路横断中での事故で、横断歩道を歩行中での事故は 119 人にも達しています。本来は安全なはずの横断歩道での事故です。特に小さなお子様は車の陰から飛び出したりすることもあり安全面で危惧されます。その中でも登下校中の子どもの事故が後を絶たず全国的なデータを見ても登校中の歩行事故が 10.6%、下校中が 25.5%合わせて 36.1%となり、やはり登下校中での事故は軽視できません。 また登下校中の安全対策については平時だけではなく災害時においても重要です。特に警報発令前後の登下校における安全に対しては、登下校が安全なのか、それとも校内での待機が安全なのか、早めの対応を心がけ、機会を逃がすことなく、危険な状況の中を登下校させることがないように注意することが最重要だと思います。 そこで以下の点についてお聞かせください。 ① 登下校する子どもの安全に関して、交通事故を防ぐための対策や取り組みについてお聞かせください。 ② 警報発令時の登下校の安全における対策についてお聞かせください。	

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 梶井 憲子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午後 2 時 13 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	消防団組織と地域との連携について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	消防団組織と地域との連携について
質疑・質問の要旨 総務省消防庁のホームページによると、近年全国的に少子高齢化が進み消防団員の人員確保や団員の高齢化が課題となっています。 消防団は、火災等に対する地域の安全確保や防火啓発活動のみならず、地震や風水害など大規模な自然災害に際しても地域防災体制を確立することが責務となっています。 生駒市においても、南海トラフ地震や生駒断層地震等の大規模災害の発生に備えて、各地域の自主防災会による避難訓練等が行われていますが、実際に発災したときは常備消防のみでは十分に地域住民を守ることが困難な場合も想定されます。消防団の存在がもっと身近にあれば住民の安心につながると思いますが、実際は消防団員の居住する地域に偏りがあり、自主防災会とのつながりが十分でない地域が見受けられます。 これらの状況をふまえ、以下の質問をします。 1, 本市の消防団の組織について分団員数や年齢構成の現状、主な活動をお聞かせください。 2, 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づく取組として、消防団と地域の自主防災会は現在どのような連携をしていますか。 3, 今後、大規模災害等に関する課題を意識した具体的な取組はありますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 高杉千代子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6 年 2 月 26 日
午後 2 時 22 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	聴覚障がい児に対する切れ目ない支援について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	聴覚障がい児に対する切れ目ない支援について
質疑・質問の要旨	
妊娠中から出生後まで、聴覚障がい児に対する切れ目ない支援について考えます。 令和3年12月に閣議決定された「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」では6つの基本理念があり、そのうちの1つに「全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上」があげられており、 ●妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育提供。 ●安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。と、しています。その観点から質問させていただきます。 1) 聴覚障がい児について 先天性聴覚障害を引き起こす原因として、梅毒、風疹、サイトメガロウイルスの胎内感染症と遺伝性のものがあります。 先天性難聴児で、補聴器が必要な両耳難聴の子は出生数1,000人に対し、1人の割合で生まれると言われてます。 奈良県において平成4年、出生数8,099人に対し、検査を受けた児は7,719人で、そのうちPass（今のところ異常なし）が7,651人、Refer（要再検）が68人います。Referの内訳として両側が26人、片側が42人です。このことから、以下の質問をします。 ① 生駒市は令和5年度4月より新生児聴覚検査の助成金が交付されています。結果、検査を受けやすい環境にあると思います。 令和4年と令和5年の出生数と検査受診者数をお聞かせください。 ② 生駒市を管轄する郡山保健所管内において、先天性聴覚障害の原因となる梅毒、風疹、サイトメガロウイルス疾患の、直近5年間のり患者数の推移についてお聞かせください ③ 先天性聴覚障害やその疑いを持って生まれてきた子どもを早期に療育に繋げるための対応をお聞かせください。	

- ④ 聴覚障害の中には先天性のもの、サイドメガロウイルスのように進行性難聴の場合や流行性耳下腺炎（いわゆるおたふく風邪）合併による後天性難聴等があります。それらを予防することや早期発見のための対応をお聞かせください。

2) ワクチン接種の必要性について

- ① 先天性風疹症候群は聴覚障害を引き起こす代表的な疾患です。
平成2年4月2日以降に生まれた人は2回、ワクチン接種を受けてますが、それより年齢が高い人は受けても1回しか受けてません。
医療現場では、妊娠初期に抗体価の確認をしますが、抗体価の低い妊婦がいます。
2018年から2019年に流行し、現在、奈良県において流行の兆しは見られませんが感染防止の観点から抗体価の低い出産後の産婦に対し、産後のワクチン接種の必要性についてお聞かせください。
- ② （流行性耳下腺炎）は近年増加傾向にあり、奈良県において令和5年52人の感染を認めます。
感染者の多くは3～6歳であり、保育園や幼稚園等の集団生活において感染し、流行する可能性もあります。髄膜炎や後天性の聴覚障害を合併する可能性があると共に成人男性が感染すると精巣炎などを合併し不妊症の原因ともなります。
この流行性耳下腺炎防止のための市のお考えをお聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6年 2月 26日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員 橋本宏淳

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6年2月26日
午後2時58分 受領

発言の種類 (○を付ける) 質疑・<u>一般質問</u>(一括質問方式・<u>一問一答方式</u>)・緊急質問	
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	防災対策について
2	パートナーシップ構築宣言について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	防災対策について
質疑・質問の要旨	
令和6年は元旦から能登半島地震が発災し、被災地のみならず日本中が不安に包まれる年明けとなりました。未だ復旧復興の目途が立たない地域もあり、被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、復旧復興にご尽力されている方々に敬意を表します。 今回の震災で、幸いにも当市は大きな被害はありませんでしたが、数年内には起こると予想されている南海トラフ地震、また本市付近には3つの断層帯もあり、今一度、防災についてしっかり考える必要があると考えます。 今までも各地で起きた災害・被災地の状況を見て、経験を積み、当市も災害対策に取り組んで来られていると思います。 災害は種別、規模、範囲、いつ起きるかもわからない中で起こります。当市としても様々な想定をし、生駒市地域防災計画を作成されていますが、発災時、有事の際には計画・マニュアル通りに機能しない事があるのが現実かもしれません。ですが、災害とはおきてから対応するだけではなく、平時から減災のための防災施策を推進し、普段の生活の中でハード・ソフト面共に備えておく事が重要だと考えます。 生駒市地域防災計画の基本方針4つの内「自助・共助・公助の役割分担による防災施策を推進する」とあります。では、自助・共助・公助の境目はどこにあるのか、今一度、認識をする必要があると考えます。 また、市と災害協定を締結している団体等がありますが、この防災協定の位置付けはどのように考えているのでしょうか。 私は、災害時に市だけでは対応できない部分を、他市や団体・企業等の民間の力を借りて、一緒になって災害に対応する仕組みだと考えます。 以上を踏まえ、この市の取り組み・見解について以下の質問をします。 ① 自助・共助・公助について、市として区分けの基準はあるのか？ ② 市と災害協定を締結している団体・民間事業者について、協定締結へはどのようなプロセスがあるのか？ ③ 災害時におけるゴミの収集、処分について、「一時的に収集ができないゴミ」について、仮置き等場所の確保などは検討されているのか？	

番 号	質疑 ・ 質問事項
2	パートナーシップ構築宣言について
質疑・質問の要旨 「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小にかかわらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。 企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）」「進行基準の遵守」等に重点的に取り組むことを宣言します。 民間事業者の取り組みではありますが、市として、この取り組みを後押しをすべきと考えます。 以下の点を踏まえ、以下の質問をします。 ①「パートナーシップ構築宣言」について、市としての考えは？ ②「パートナーシップ構築宣言」について、市として何か取り組みを行っているのか？	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 6年 2月 26 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員

塩見 牧子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 6年 2月 26 日
午後 2 時 58 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市民自治と市民参画・協働のありかたについて
2	市政顧問の設置について
3	テレワーク、副業の推進に伴う新たな課題
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市民自治と市民参画・協働のありかたについて
質疑・質問の要旨	
市民自治と市民参画・協働のありかたについて以下の点を問う。 1. 市民自治、市民参画・協働のあるべき姿について 市は、市民自治及び市民参画・協働のあるべき姿についてどのように考えるか。また、それを踏まえ、市は市民自治組織、市民団体とどのように関わるべきと考えるか。 2. 自治会等への補助金、委託料について 昨年 9 月の決算審査において、自治振興補助金や自治会への委託料について、補助金と委託料それぞれの性格を踏まえて整理すべきとの意見に対して、考え直さなければいけない旨の答弁をされたが、具体的にどのように進めていくのか。 3. 意思形成過程における市民参画について ① 「生駒市参画と協働の指針」にはさまざまな参画の手法が示されているが、そこでの市民意見が政策や事業の実現に結び付いたものはどれくらいあるか。 ② 昨年12月議会において、無作為抽出型登録制度で現在名簿にご登録いただいている人数に対して参加依頼人数が少ないことが課題との答弁があったが、登用比率はどれくらいか。その一方で、団体代表の市民はおひとりでいくつもの会議に名前を連ねておられるが、この現状は、市の意思形成過程において多様な意見を市政に反映するという目的を果たすに十分であるか、見解を問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	市政顧問の設置について
質疑・質問の要旨	
市政顧問の設置に関して以下の点を問う。 1. 「市長からの求めに応じ、市政に関する事項について、助言その他の支援を行う」ことを職務とする市政顧問を規則で設置することは不適切ではないかとの昨年 12 月定例会における指摘に対し、市長は、「意見交換」の場であり、違法ではない旨答弁された。その一方で、昨年の 9 月定例会では藤沢氏からアドバイスやアイデアをいただくとも答弁している。どちらが正しいのか。 2. 市政顧問との会議のために各部が作成した資料を情報開示請求したところ、1 月 22 日までの 8 回のミーティング中、部長らとの顔合わせ的な第 2 回ミーティングを除く 7 回のミーティングで、161シート分もの部の仕事の説明用パワーポイント資料（市の計画を除く。）が作成されていたことがわかった。これらの作成に要した職員の数と時間は各部それぞれ何時間か。市政顧問とのミーティングに掛かる職員の業務負担を市長はどのように考えているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	テレワーク、副業の推進に伴う新たな課題
質疑・質問の要旨	
昨年9月議会において、テレワークや副業に伴う新たな課題として、長期間テレワークを行う場合の通勤手当の支給規定の見直しや副業時間の上限設定の必要性について質問した。 1. その際、テレワークについては関係規則の見直しも含めて制度をチェックするとの答弁があったが、見直し、チェックの結果、どうなったか。 2. 副業時間の上限設定については、副業は業務時間外に行うものであり、体調は個人差があるので自己管理に委ね、所属長が仕事の状況を見る、人事課は懸念がある場合相談に乗りアドバイスする、との答弁であったが、人事管理制度の設計は、今後起こりうることも想定しながら人事課が行うべきではないか。再度、見解を問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。